

【業務用】の補助金申込書の記入方法について

◆補助金申込書を書く前に、まずは下記の内容をご確認ください

- 補助金申込書は必ず申請者ご本人が記入してください。
- 「申請者」とはエコキュートを購入して使用する方のことをいいます。
- 平成21年度以前の補助金申込書、コピーした補助金申込書ではお申し込みいただけません。
- 家庭用(黄色)、家庭用リース(水色)の補助金申込書ではお申し込みいただけません。
- 補助金申込書1枚につき1台分の補助金をお申し込みいただけます。
- 補助金申込書の太枠線内は、必須項目ですので全て記入してください。
- 必須項目の未記入・不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。

- 当センターに到着した補助金申込書の返却はいたしません。
- 記入上の注意につきましては、7ページ「記入上の注意事項」をご覧ください。

【リース契約により業務用のエコキュートを導入される場合】

- 申し込みは、エコキュートの所有者、リース事業者、リース契約者による共同申し込みとなりますので、補助金申込書に「共同申請同意書(書式任意。当センターのホームページからもダウンロード可)」を添付して提出することが必要となります。
- この場合の「申請者」はエコキュートの所有者になります。

◆次の①～⑪の説明を読みながら、漏れなく記入してください

①【申込日】 ②【申込番号】 ③【現住所】

- 6ページ「【家庭用】の補助金申込書の記入方法について」のそれぞれ該当する項目を参照してください。

④【申請者氏名】

- エコキュートを購入して使用する方(申請者ご本人)の法人名または氏名[※]を記入してください。
※「法人」が購入して使用する場合は「法人名」を、「個人」が購入して使用する場合は「個人名」を記入してください。
- 申請者が法人の場合[※]は「担当者名」の枠内に申請担当者名を記入してください。
※申請者個人の場合は「担当者名」の枠内は記入不要です。
- 補助金申込書が受理された後の「記入誤りによる訂正」「申請者の変更」はできません[※]ので、申請者ご本人以外の名義を記入しないようご注意ください。
※受理された後に、申込時の申請者名義が「記入誤り」「販売店・設置工学会社名義」等の申請者ご本人以外の名義であることが判明した場合は、受理が無効(失効)となります。
- リース契約により業務用のエコキュートを導入される場合の「申請者」はエコキュートの所有者になります。(8ページ④【申請者氏名】を参照してください)

⑤【印、捨印】

- 「印」と「捨印」の2箇所、申請者ご本人の印を押印してください。
- 申請者が個人の場合は個人の印(認印で結構です[※])を、申請者が法人の場合は法人の印(支店・支社等の印で結構です[※])を押印してください。
※実印や法人登録印の必要はありません。

⑥【連絡先電話番号、連絡先FAX】

- 申請者または申請担当者と連絡のとれる電話・FAX番号を記入してください。

⑦【設置先住所】 ⑧【建物区分】

- 7ページ【設置先住所】【建物区分】を参照してください。

⑨【指定機器番号】

- 補助金交付の対象となるエコキュートの機種(型式)には4ケタの英数字で「指定機器番号」が設けられています。
- 「指定機器番号」は当センターのホームページで調べることができます。
※当センターのホームページをご覧になれない方は当センターへのお問い合わせでも確認できます。
- 設置を予定しているエコキュートの機種(型式)に該当する「指定機器番号」を調べたうえで、その4ケタの英数字を全て記入してください。
※記入枠内に、「指定機器番号」以外の文字を記入した場合は受理されません。
- 「補助対象給湯器(補助金交付の対象となるエコキュート)の基準および指定」については7ページをご覧ください。

灰色の補助金申込書

(様式第3)

申込日	平成 ① 月 日	申込番号	322 ② 000001
-----	----------	------	--------------

一般社団法人
日本エレクトロヒートセンター会長殿

平成22年度 補助金申込書《業務用》

5 捺印

高効率給湯器導入促進事業費補助金交付規程第5条第3項に基づき、以下のとおり補助金の申込みをします。

1. 申請者(補助対象給湯器を購入して使用するご本人)について
申請者の現住所・氏名・電話番号(通知書類の送付先・問い合わせ先)を記入してください。

フリガナ
現住所 〒 〇〇〇〇〇〇
都道府県

3

申請者氏名
フリガナ
法人名または氏名(注1)(注2)
フリガナ
担当者名

4 5 印 4

連絡先電話番号 ⑥ 連絡先FAX ⑥

注1: 補助金申込みの受理内容となるため、受理後であっても申請者氏名の変更・訂正は失効となります。
注2: リース方式で申請される場合は、「共同申請同意書」の提出が必要となります。

2. 補助対象給湯器の設置先住所について
補助対象給湯器を設置する住所を記入し、設置先の建物区分に該当する番号をぬりつぶしてください。

フリガナ
設置先住所(注3)
〒 〇〇〇〇〇〇
都道府県

7

建物区分 ⑧ ① 新築 | ② リフォーム(既築) | 正しいぬりつぶし方 〇→●

注3: 補助金申込みの受理内容となるため、受理後であっても設置先住所の変更・訂正は失効となります。
同一の補助対象給湯器に対する重複申込みは、受理後であっても判明した段階で失効となります。

3. 補助対象給湯器の指定機器番号について
設置する給湯器の機種(型式)から指定機器番号を確認して記入してください。

指定機器番号(注4) ⑨

機種(型式)毎に指定機器番号が付番されています。
当センターのホームページを参照のうえ記入してください。

注4: 当センターのホームページをご覧になれない場合、指定機器番号がご不明な場合は、当センターにお問い合わせください。

4. 補助金額について
上記「指定機器番号」の左端のアルファベットと同じものをぬりつぶしてください。(正しいぬりつぶし方 〇→●)

補助金額(注5)	④ 80,000円	⑤ 130,000円	⑥ 240,000円	⑦ 370,000円
	⑧ 490,000円	⑨ 600,000円	⑩ 710,000円	⑪ 830,000円

注5: 機器の加熱能力ごとに補助金額が異なります。
購入する機器に対応しない補助金額を選択した場合は受理されません。

5. 補助対象給湯器の着工(据付)予定日について
給湯器の着工(据付)予定日を販売店・設置工事会社等に確認して記入してください。

給湯器の着工(据付)予定日(注6) 平成 22 年 月 日(予定)

注6: 補助金申込書の受理日より前の着工(据付)予定日は受理されません。
補助金申込書の受理の結果は、補助金申込書が当センターに到着してから約4営業日後に当センターのホームページまたはお問い合わせにて確認できますので、補助金申込書の提出日から余裕をもった日付で給湯器の着工(据付)を予定してください。

⑩【補助金額】

- 補助金額は、機器の加熱能力ごとに8段階[※]に分かれています(※2ページ参照)。
- ⑨で記入した4ケタの指定機器番号のうち、左端のアルファベットと同じものをぬりつぶしてください。
(正しいぬりつぶし方 〇→●)
例) 設置する機器の指定機器番号がAから始まる番号の場合

④ 80,000円 ⇒ ● 80,000円

⑪【補助対象給湯器の着工(据付)予定日】

- 7ページ【補助対象給湯器の着工(据付)予定日】を参照してください。